

資源エネルギー庁 御中

量的（kWh）な供給力確保義務に関する要望

一般社団法人 再エネ推進新電力協議会

我々は、設立趣旨である「脱炭素社会の実現に向けて、需要家に対して分かりやすい再エネの選択肢を提供する」の達成を目指し、会員企業がそれぞれの強みや想いを活かし、再エネの選択肢を提供することで、需要家への脱炭素化に関する啓発と再エネの普及に日々取り組んでおります。

将来にわたる安定的な電力供給体制の構築は喫緊の課題であり、その中で再エネとの両立を図ることは不可欠であると認識しております。これは、需要家ニーズを踏まえた多様な料金メニューの提供を可能にし、ひいては小規模事業者を含むあらゆる需要家が脱炭素化へ移行しやすい環境を整備する基盤となると考えます。

ご案内の通り、政府の第7次エネルギー基本計画においても、再エネは2030年度の電源構成において4割以上の電力量を担うことが想定されており、この再エネ電力をいかに効率的かつ安定的に需要家へ届けるかは、我々が日頃から深く考察している課題です。現状の枠組みにおいて、量的な供給力確保義務の対象から再エネが除外される場合、再エネ電力を需要家へ供給する際に実質的な制約が生じ、結果として再エネ普及の大きな阻害要因となることを懸念しております。

上記を踏まえ、貴庁に対し、以下の点を強く要望いたします。

① 再エネの戦略的価値の認識

再エネは、脱炭素社会の実現に直結する基幹電源であり、化石燃料の消費量削減を通じて国富流出の抑制に寄与するなど、国のエネルギー安全保障と経済の両面にわたる国益に資する電源です。また、既に国内の電力供給において、再エネはベースで一定の重要な役割を担っており、特にペロブスカイト太陽電池のような新技術は国産資源の活用可能性を秘め、国としても導入推進を図っている状況です。これら状況を踏まえ、我が国の重要な電源としての再生可能エネルギーの位置づけを再度認識すべきと考えます。

② 量的供給力確保義務の対象への再エネの追加

この状況を鑑み、量的な供給力確保義務の対象となる電源に、再エネ（FIP、およびFIT電源を活用した再エネ特定卸供給を含む）を明確に含めていただくよう、強く要請いたします。これにより、再エネのさらなる導入拡大と安定的な供給体制の構築が両立し、真に持続可能な電力システムへの移行が加速されるものと確信しております。

③ 料金プランの自主性の維持

全面自由化の目的に掲げられている、電気利用者の選択肢を増やし、企業の事業機会を拡大のためには、小売電気事業者の創意工夫が発揮される環境整備が必要です。

量的な供給力確保義務導入により、電源をもつ旧一電と類似したメニューしか提供されるようにならぬよう、小売電気事業者の料金プランに過度な制約がかからないような制度設計を求める

以上